裁判所職員定員法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第十一号

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、七一七人」を「一、七八二人」に、「一、〇二〇人」を「一、〇〇〇人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（平成二十二年九月三十日までの間における判事補の員数に関する特例）

2　判事補の員数は、平成二十二年九月三十日までの間においては、この法律による改正後の裁判所職員定員法第一条の規定にかかわらず、千二十人とする。

法務大臣　千葉　景子

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第十二号

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「作成しなければならない」を「作成することができる」に改める。

附則第一条第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「平成二十二年度」を「平成二十七年度」に改める。

別表第一中「設置するもの」の下に「又は地震による倒壊の危険性が高いものとして文部科学大臣の定める基準に該当するもの」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項及び別表第一の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この法律の施行前に地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第二条第一項の同意を得た地震対策緊急整備事業計画についての同法第三条第二項の規定の適用については、同項中「五箇年で」とあるのは、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十二号）附則第二項の規定の施行の日から起算して五年以内に」とする。

3　この法律による改正後の地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律別表第一公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の木造以外の校舎の補強で、文部科学大臣の定める基準に適合するものの項の規定は、平成二十二年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成二十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

4　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条から第五条までを削り、附則第一条中見出し及び条名を削る。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

総務大臣　原口　一博

財務大臣　菅　**直**人

文部科学大臣　川端　達夫

厚生労働大臣　長妻　昭

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第十三号

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

（関税法の一部改正）

第一条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十九条の四」を「第七十九条の五」に改める。

第五十二条の次に次の一条を加える。

（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）

第五十二条の二　承認取得者は、第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項の承認をした税関長に届け出ることができる。

第五十三条第四号を同条第五号とし、同条第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　前条の規定による届出があつたとき。

第六十二条中「改善措置」の下に「・保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出」を加え、「第五十三条第一号」を「第五十三条第二号」に改める。

第六十七条の三第二項中「第七十九条の三第三項」を「第七十九条の四第三項」に改める。

第七十九条第三項第一号イ中「第七十九条の四第一項」を「第七十九条の五第一項」に改める。

第七十九条の二中「第七十九条の四第一項」を「次条及び第七十九条の五第一項」に改める。

第六章の二中第七十九条の四を第七十九条の五とする。

第七十九条の三第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　前条の規定による届出があつたとき。

第七十九条の三を第七十九条の四とし、第七十九条の二の次に次の一条を加える。

（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）

第七十九条の三　認定通関業者は、第七十九条第一項（通関業者の認定）の認定を受けている必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項の認定をした税関長に届け出ることができる。

第百八条の四第一項中「七年」を「十年」に改め、同条第二項中「七年」を「十年」に、「七百万円」を「千万円」に改める。

第百九条第一項中「七年」を「十年」に改め、同条第二項中「七年」を「十年」に、「七百万円」を「千万円」に改める。

第百九条の二第一項中「七年」を「十年」に、「七百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「七年」を「十年」に、「五百万円」を「七百万円」に改める。

第百十条第一項中「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同項第一号及び同条第二項中「払いもどし」を「払戻し」に改め、同条第三項中「の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又はこれらの項」を削り、同条第四項中「五百万円」を「千万円」に、「、当該」を「当該」に改め、同条に次の二項を加える。

5　第一項又は第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6　前項の犯罪に係る関税又は関税の払戻しの額の十倍が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金は、五百万円を超え当該関税又は関税の払戻しの額の十倍に相当する金額以下とすることができる。